

令和4年12月15日  
長野市財政部契約課

長野市建設工事における技術者等の設置に関する取扱要領の一部改正について

建設業法施行令の一部改正に伴い、下記のとおり取扱要領を一部改正しましたのでお知らせします。

記

1 改正の概要

金額要件の改正を行いました。

※()内は建築一式工事の場合

|   | 改正前                    | 改正後                    |
|---|------------------------|------------------------|
| 監理技術者の配置を要する工事の下請代金額                            | 4000万円以上<br>(6000万円以上) | 4500万円以上<br>(7000万円以上) |
| 現場代理人が兼務できる工事の当初請負金額<br>※ 令和6年3月31日<br>まで特例措置あり | 3500万円未満               | 4000万円未満               |

※ 工期途中において途中交代を行うこと等については、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することが必要となりますので、発注者と協議を行ってください。

2 長野市建設工事における技術者等の設置に関する取扱要領  
別添のとおり

3 施行期日 令和5年1月1日から施行する。